ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）	冷機状態でのWMTC（低速パート1）による測定及び暖機状態でのWMTC（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのWMTC（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのWMTC（低速パート2）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和	一キロメートル走行当たり〇・〇八八グラム	（略）	（略）	（略）

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（新規）